

吉澤記念美術館デスクトップ型パソコンリース契約仕様書

- 1 品目及び台数 デスクトップ型パソコン及び周辺機器 1台
- 2 賃貸借期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで(60か月)  
地方自治法第234条の3(長期継続契約とする)
- 3 設置場所 佐野市立吉澤記念美術館 事務室 内
- 4 物件の規格  
「グリーン購入法」・「国際エネルギースタープログラム」・「エコマーク」の基準を満たす機種であり、かつ、次に掲げる機能以上の性能を有する機種とする。

① デスクトップ型パソコン

項目	規格等	
形式	デスクトップ型パソコン ビジネスタイプ 1台	
メーカー名	NEC, 富士通, hp のいずれか	
CPU	インテル CORE i5-6500 相当以上	
メモリ	DDR4 8GB以上	
ハードディスク	1TB ハードディスク(SATA3 7200rpm)以上 ※内蔵	
光学ドライブ	スーパーマルチドライブ(外付け可)	
グラフィックス	AMD Radeon HD 8350 1GB 16xPCIe 2 画面对応/VGA ケーブル付相当以上☆	
USB	3.0規格以上:1ポート以上 2.0規格以上:3ポート以上	
有線 LAN	10BASE-T/100BASE-TX/1000 BASE-T 自動切替、Wake-On-LAN 対応	
インターフェイス	HDMI×1	
ディスプレイ	TFTカラー液晶19.5インチ型以上 解像度1280×1024	
付属品	マウス	USB 光学式スクロールマウス
	キーボード	USB スタンダードキーボード(日本語版109A キーボード)
	複合機接続用 USB ケーブル	USB2.0 ケーブル(5m) A コネクタオス、B コネクタオス
	外付けハードディスク	2TB ※USB 接続タイプ
	無線子機	準拠規格:IEEE802.11a/b/g/n/ac セキュリティ:WPA2-PSK(AES)、WPA-PSK(TKIP)、 WEP(128/64bit) インターフェイス:USB2.0
	その他	DVD ライティングソフト DVD 再生ソフト標準添付
指定するソフトウェア	OS	windows11 Proffesional
	Office	office Professional(最新のもの) Adobe Creative Cloud コンプリートプラン(60 か月、 Academic)、ウィルスソフト 法人・官公庁・教育機関向け 1台用 マルチ OS 版
標準同梱品	AC ケーブル、マニュアル、保証書	
メーカー保証	オンサイト5年保証	

## ② 周辺機器

<p>プロジェクター 1台 ※参考品:EPSON ・EB-W06</p>	<p>優先する機能</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・投影画面;150 インチ程度以上</li><li>・明るさ 3,000 ルーメン以上</li><li>・解像度:WXGA(1,280×800p)以上</li><li>・コントラスト比:16,000:1程度以上</li><li>・無線接続(Wifi または bluetooth、オプション可)</li><li>・映像入力端子 ミニ D-Sub15pin、HDMI®、1RCA</li><li>・制御入力端子 USB タイプ B</li><li>・USB USB タイプ A</li><li>・音声入力端子 2RCA(音声 L/R)</li></ul> <p>※付属品:3mの PC との接続コード(HDMI、ミニ D-Sub15pin)各1個 ※必須オプション:無線 LAN ユニット ELPAP11</p>
--	--

(1) 品名を指定している場合は指定どおり、規格で示している場合は準拠若しくはそれ以上の性能を有する製品とすること。また、受注日現在生産されている最新のものを採用すること。

(2) 保守用部品については、当該製品製造中止後、最低5年間、メーカーによる同一部品の供給が受けられる機種であること。

## 5 設置

(1) 設置に当たっては、次の作業を行うこととし、それらの費用は契約金額に含まれることとする。

「指定するソフトウェア」欄記載のソフトウェアのインストール及びセットアップ

佐野市外字ファイル、プリンタドライバ(リコー製複合機用ドライバ)

IPアドレスの設定、WPA2-PSK(AES)等による無線接続設定、インターネットへの接続及び確認作業

## 6 その他

(1) 賃貸借期間満了後は、返却又は再リースの契約を別途行うものとする。

なお、返却の場合は、機器の解体、搬出及び廃棄等に係るすべての費用は、リース会社側にて負担すること。

また、解体・廃棄の報告書を提出すること。

(2) 既存機器のデータを本市が指定する方法で消去作業を行うこと。作業完了後、市職員の検証を得ること。

(3) 納品の際は開梱等の作業を行い、梱包材等は引き取ること。

(4) 設置作業完了後、市職員の検証を得ること